

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和3年7月30日
発信課	地域振興課
担当者	小松 一恵, 上田 康平
連絡先	電 話 0166-25-6212
	F A X 0166-27-3466
	E-mail chiikishinko@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	8月 2日 ~ 8月 23日
発表項目 (行事名)	「アサヒカワワーケーションに係る地域交流型テレワーク施設整備等事業補助金」のプロポーザルに係る公募について
概 要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	<p>公募文に記載してある参加資格要件等を満たしている方で、本プロポーザルへの参加を希望する方は、「参加表明書」に必要書類を添えて、提出期限までに提出してください。受領後、内容を確認し、参加資格を有すると認められた方に対して「企画提案書」の提出を求めます。</p> <p>提出期限 令和3年8月23日(月)午後5時必着 提出書類 (1)参加表明書 (2)法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (3)グループ応募の場合は、 共同事業体協定書、資本関係・人的関係調書 (4)法人税、消費税、地方消費税及び市税の滞納がないことを証する書類 (5)テレワークのできる施設運営又は地域住民との交流や協働事業をしたこと、又はそうしたノウハウを有するものと共同で事業を実施することがわかる書類</p> <p>提出方法 持参又は書留にて郵送してください。 電子メールやFAXでの受付はしません。</p> <p>※事業内容の詳細や募集要領・様式は、旭川市ホームページで確認してください。(HPは、8月2日から公開されます。) 旭川市HP： https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/400/740/d073645.html</p>
添付資料	有 ・ 無 ※公募文(8月2日付け)
報道(取材)に当たってのお願い	
備 考	

アサヒカワワーケーションに係る地域交流型テレワーク施設整備等事業補助金について
公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和3年8月2日

旭川市長 西川 将人

1 担当部局

〒070-8525

旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階

旭川市地域振興部地域振興課

電話 0166-25-6212

FAX 0166-27-3466

e-mail chiikisinko@city.asahikawa.lg.jp

2 事業の概要

(1) 補助金名

アサヒカワワーケーションに係る地域交流型テレワーク施設整備等事業補助金

(2) 補助対象事業内容

アサヒカワワーケーションの拠点となる地域交流型テレワーク施設の整備・運営

(3) 履行期間

補助金交付決定日から令和4年2月28日まで

3 参加資格要件

(1) 応募者の資格等

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たさなければならない。

ア 法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成されるグループであること。なお、グループで応募する場合はグループを代表する法人等を決めることとし、個人での応募は受け付けない。

イ テレワークのできる施設の運営又は地域住民との交流及び協働の事業を実施したことのある、又はそうしたノウハウを有する者と共同で事業を実施できる者

ウ 増築または改修等によりテレワーク施設として活用できる、収容可能人数が概ね10人以上の施設を有する者、又は、賃貸物件の場合は、物件所有者から増築または改修等に係る許可を得ている者

エ 当該事業は、地方創生テレワーク交付金（内閣府地方創生推進室）を活用するものであり、整備・運営開始年度から3か年度の取組計画を定め、5か年度実施する必要があることから、補助交付決定から5か年度以上の事業継続を図ることができる者

オ 運営開始から5か年度以上事業を継続し、アサヒカワワーケーションの推進を図り、企業誘致及び移住促進に向けて本市と連携することができる者

(2) 欠格事項等

次に該当する法人等は、参加希望者（グループの構成員を含む。）となることはできない。

ア 官公庁等（第3セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月法律第77号）第32条第1項の各号に該当する者

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行っている者

オ 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名の停止等の措置を受けている者

カ 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している者

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと

4 実施要領等の交付期間及び方法

アサヒカワワーケーションに係る地域交流型テレワーク施設整備等事業補助金に係る募集要領及び様式等（以下「募集要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和3年8月2日（月）から令和3年8月23日（月）まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市ホームページからのダウンロードにより交付する。
ホームページ URL

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/400/740/d073645.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、募集要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和3年8月23日（月） 午後5時必着

イ 提出場所 1に同じ

ウ 提出方法 持参又は書留による郵送によること（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。郵送による場合は、事前に連絡すること）

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出するものとする。

ア 提出期限 令和3年9月7日（火） 午後5時必着

イ 提出場所 1に同じ

ウ 提出方法 持参又は書留による郵送によること。（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。郵送による場合は、事前に連絡すること）

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類等の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 交付先候補者の特定

アサヒカワワーケーションに係る地域交流型テレワーク施設整備等事業プロポーザル審査会設置要領に基づき設置する審査会において、募集要領等で定めた審査方法及び評価基準により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本事業補助金の交付先候補者として特定する。

8 補助金交付に関する基本事項

(1) 交付決定

候補者からの適正な申請があった後、補助金交付を決定する。

(2) 補助金の交付

交付決定者からの事業報告の内容を確認し、適正と認められる場合は書面にてその旨を候補者に通知する。その後、候補者からの適正な請求をもって、補助金を交付する。

(3) その他留意事項

ア 取得財産の管理

(ア) 取得した財産については、事業完了後において、善良な管理者としての注意義務をもって管理し、効果的な運営を図らなければならない。

(イ) 補助金の交付を受けて取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、

交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない（ただし、市長が特に認める場合を除く）。なお、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

イ 関係書類の保存及び調査

(ア) 補助事業に係る関係書類及び帳簿等を整理し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(イ) 前項の期間において、補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金にかかる帳簿書類その他の物件について、報告を求め、又は検査を行う場合がある。

ウ 協力

旭川市、関係機関及び関係事業者と連携し、アサヒカワワーケーションの推進に協力をすること。

エ 補助金交付の取消し及び返還

アからウまでに掲げる事項に違反し、又は補助金交付後において募集要領等の記載事項に違反していることが判明した場合は、補助金交付の一部又は全部を取り消し、返還を求めることがある。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返還しない。
- (5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) 詳細は募集要領等による。なお、本補助金は、国の「地方創生テレワーク交付金」（本市における交付対象事業「アサヒカワワーケーションに係る地域交流型サテライトオフィス等整備運営事業」）を活用して実施しようとするものであり、同交付金の採択が得られた場合に限り実施するものであることから、この採択が得られなかった場合は、募集を取り止めることがある。なお、この場合にあつて、候補者は審査に係る各種手続等に要した経費等を市に請求することはできない。